

写

令和6年8月21日

北海道労働局長
三富 則江 殿

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年8月21日に貴職から、令和6年8月5日付け北海道最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する「北海道労働組合総連合」及び「きよの社会保険労務士事務所」からの異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月5日付け答申のとおり決定することが適当である。